

当座勘定規定新旧対照表（一般当座用）（改正個所のみ抜粋）

新	旧	備 考
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① ② ③ ④ (略)</p> <p>⑤ <u>（削除）</u></p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① ② ③ ④ (略)</p> <p>⑤ <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦ <u>前項の期間を経過した場合において本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	手形帳・小切手帳発行停止による削除。
<p>第12条（手数料の引落し）</p> <p>① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② (略)</p>	<p>第12条（手数料の引落し）</p> <p>① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② (略)</p>	払戻請求書を追加。
<p>第13条（支払保証）</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>	<p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>	自己宛小切手の発行停止により、支払保証の自己宛小切手による代替手段を廃止。

以 上